

## 平成 30 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 30 年 12 月 18 日

谷口委員

今日は、3点にわたってお伺いしていきたいと思いますが、まず、厚木基地周辺の騒音状況について、お伺いします。私も大和市に住んでおり、真上を米軍艦載機が飛んでおりました。おかげさまで、今年3月に山口県の方に米軍艦載機が移駐になって、相当静かになりました。ただ、時折米軍のジェット戦闘機が飛来するケースがあったり、まだまだ住民の皆様の不安というものは続いております。そういった中、今回、報告の中で、県で自ら騒音計を用いて艦載機部隊の移駐前後の騒音状況について検証を行ったという動きがありますが、それに関連して、何点かお伺いしていきたいと思います。

今回の検証については、騒音測定の回数、また、100デシベル以上の騒音測定回数、航空機騒音の評価指標であるL<sub>d</sub>e<sub>n</sub>のそれぞれについて行われていますが、少し聞きなれない言葉もありますし、これらの項目を検証の指標とした考え方について、確認させていただきたいと思います。

基地対策課長

検証に当たりましては、厚木基地周辺での空母艦載機による騒音の変化を適切に把握することが重要であると考えております。そのため、三つの指標によって検証を行いました。まず、70デシベル以上、5秒以上の騒音測定回数ですが、一定の騒音が5秒以上継続したものを航空機による騒音とみなし、これまでも継続的に測定をしてきております。今回は、厚木基地の滑走路の南北に最も近い2箇所の騒音計を中心に検証を行っております。加えて、特に大きな騒音被害をもたらしてきたジェット戦闘機の騒音状況に着目しております。ジェット戦闘機ですが、滑走路付近で100デシベル以上もの騒音を発生させると見込まれることから、厚木基地の滑走路の南北に最も近い場所に設置している騒音計において、100デシベル以上の騒音測定回数を検証の指標としました。

また、空母艦載機の騒音被害は非常に広域に及んできたことを踏まえて、県が厚木基地周辺に設置する11箇所全ての騒音計について、騒音実態の変化を検証することとしました。ただし、滑走路から距離が離れていくと飛行機の高度も高くなっていくということで、音は小さくなっていくと、同じジェット機でもやはり音は小さくなるということから、その指標としては、L<sub>d</sub>e<sub>n</sub>は騒音エネルギーの総量から算出して、国の航空機騒音の環境基準でも用いられている指標ですが、このL<sub>d</sub>e<sub>n</sub>がふさわしいものと考えているところです。

谷口委員

検証結果によると、大体空母が入ってくるといった時点から、平成30年4月、5月を中心とした騒音が減少しているということですけれども、確かに実感としてはかなり少なくなった、周りの皆様も静かになったという声があるのですが、今回の検証結果で、移駐によって騒音の被害が軽減したと評価してよいのかどうか、お伺いします。

基地対策課長

この報告をしました平成30年9月末までの検証においては、100デシベル以

上の騒音測定回数、Ldenのいずれにおいても、移駐後には減少しております。特に、横須賀基地に空母が入港している平成30年4月、5月は大幅に減少していることが分かりました。その要因としては、ジェット戦闘機等の空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が大きいものと考えております。

ただし、この結果は、まだ移駐後半年間の騒音についての検証です。横須賀基地を事実上の母港とする空母ロナルド・レーガンは、例年12月頃に入港し、5月頃に出向しますが、その間、空母艦載機がこれまで厚木基地に飛来をし、大きな騒音被害が生じてまいりました。そのため、騒音被害の低減を評価するためには、空母が入港している期間の全体の騒音状況を丁寧に見ていく必要があると考えております。今月5日には、横須賀基地に空母が入港しておりますので、引き続き、検証を進めてまいりたいと考えております。

谷口委員

具体的な感覚としては減っている感じはしますが、是非、しっかりとそこはデータを取っていただき、検証していただきたいと思います。今回、平成30年9月末ということを一つの区切りとしての報告になっているのですが、10月以降の状況について、現時点で把握している範囲で教えていただきたいと思います。

基地対策課長

平成30年10月以降の状況ですが、70デシベル以上、5秒以上継続した騒音測定回数、厚木基地に一番近い北1キロメートルの地点の騒音計の状況を御紹介しますが、10月が1,359回、11月が1,217回と1,000回以上の回数ということで、これについては、70デシベル以上ということですので、厚木基地には自衛隊の部隊もあり、一定程度の騒音が発生しているものと受け止めております。特に、空母艦載機との比較で問題になりますジェット機の騒音と推定される100デシベル以上の騒音測定回数を御紹介しますと、厚木基地の滑走路北1キロの地点の騒音計では、10月が2回、11月が7回発生しております。今、御紹介した期間については、空母は入港していない時期ですから、空母艦載機ではなく、外来機による可能性が高いものと考えております。しかし、その具体的な米軍航空機の運用に関する情報は明らかにされていないため、詳細は不明という状況です。

谷口委員

確認ですが、70デシベル以上、例えば、自衛隊機の大型旅客機みたいなジェット機が時折飛来してくるのですが、あれは大体、70デシベル以上になると見てよいのでしょうか。

基地対策課長

自衛隊のプロペラを回している飛行機、哨戒機等の飛行機、あるいは輸送機等がありますが、こうした飛行機が来たときに、騒音で見た場合、その現場で必ずしも見ながら騒音を測定しているわけではありませんが、県が設置している騒音計の実際音を後で聞くことができます。プロペラか、ジェットかということをある程度検証することができますので、そうした業務を市の職員に委託しております。こうした結果、プロペラ機であっても、厚木基地の直近においては70デシベル以上計測する場合があると伺っております。

### 谷口委員

確かに、時折、平成30年11月などもジェット戦闘機、恐らく米軍機と思われるが、相当うるさい騒音があったのを覚えています。いずれにせよ、時折、米軍のことなので細かいこと分からぬが、飛来してくるということです。もう移駐は完了したわけですが、当然、米軍基地としての機能は厚木基地に残っているわけで、そういう意味で、先ほど御報告があったように、艦載機でないと思われるものも飛来してくるという中で、住民の皆様の不安というのはまだ払拭されていないというのが、私が感じているところです。そこで、今後の厚木基地の運用について、県はどこまで把握しているのか、確認させてください。

### 基地対策課長

これまで国からは、空母艦載機の硫黄島での着陸訓練の際には、今後、厚木基地を経由しないなど、厚木基地の騒音軽減につながる情報を得ております。一方で、米海軍のヘリコプター部隊が、引き続き、厚木基地を使用するほか、空母艦載機の固定翼機部隊の訓練、給油、点検等、運用上の所用により厚木基地に飛来することがあり得るとの説明も受けております。そこで、平成30年7月に開催した空母艦載機の移駐等に関する協議会や、10月に開催した厚木基地騒音対策協議会を通じて、厚木基地の今後の運用状況及び今後の見通しについて、関係自治体に情報提供を行うよう国に求めてまいりました。これを受けた国は、厚木市周辺の空母艦載機、移駐前後の航空機の運用等の調査を行う、既に調査を一部行っていると伺っております。具体的には、国が厚木基地周辺に設置している騒音計の騒音状況を計測したり、それから飛行場周辺での目視確認といったことを行うことにより、調査を行うと伺っております。今後、こうした調査結果等も含めて、厚木基地の運用に関する情報収集に努めてまいります。

### 谷口委員

国の方では、既に一部調査を行ったり、また、始めているというお話をしたが、少し関連して、我々住民が一番不安に思っていることの一つは、夜間の離着陸訓練がまた厚木基地で行われるのではないか、基本的には硫黄島で行っているわけですが、空母の出航が遅れたり、それから天候が悪かったりというので、まだ、厚木は使う可能性がありますという話だったと思います。その辺りのことについて、分かる範囲で結構ですが、教えていただければと思います。

### 基地対策課長

これまで、厚木基地で度々夜間の訓練が行われてきた背景としては、現在、硫黄島において空母着陸訓練のための施設が運用されているわけですが、硫黄島というのは洋上の孤島であり、天候等の影響を受けやすいということで、これからも度々本土の基地、特に厚木基地で訓練が行われてきたという背景があります。現在、国は鹿児島県の南にあります馬毛島を恒常的な訓練施設の候補地と選定し、その地権者と交渉を進めていると伺っております。ただ、依然として妥結に至ったという情報は得ておりませんので、引き続き、早期に恒常的訓練施設の選定及び設置を国に働き掛けてまいります。

谷口委員

ここは、やはり夜間の離着陸をされるとすごくうるさいので、夜も寝られなかつたりしますし、ほとんどテレビの音も聞こえない、電話もできないという状況になります。是非、ここは情報収集もしっかりとお願いしたいと思います。先ほど、国の方でも騒音調査を一部スタートしているというお話をありました、それはそれで有り難いことですが、一方で、それが住宅防音工事の縮小につながっていくのではないかという懸念もあります。そうした意味で、住宅防音工事についても伺っていきたいと思いますが、今、その進捗状況や国の予算の状況はどうなっているのか、確認させてください。

基地対策課長

住宅防音工事の進捗状況ですが、国から平成29年度末現在で、希望する世帯に対して9割まで進捗しているという説明を受けております。また、国の住宅防音工事に関する予算ですが、厚木基地周辺では、本県を所管する南関東防衛局分、それから東京都の町田市を所管する北関東防衛局分を合わせて、平成29年度は約210億円に対して、平成30年度はおよそ234億円が確保されていると伺っております。平成31年度は、国の概算要求ですが、全国の住宅防音工事全体の概算要求ということで言いますと、平成30年度の予算額以上の額が要求されていると伺っております。今後も住宅防音工事を希望する全世帯に工事が行われるよう、国に対し予算の確保を働き掛けてまいります。

谷口委員

あと1割ということですが、これは県も国も要望してありますが、例の告示後住宅についてもしっかりと進めていただくと同時に、平成29年度、30年度と予算は少し確保されていますが、31年度については、その振り分け、配分がどうなるのかというのはこれからになりますので、様々な事情があるかと思いますが、しっかりと確保していただくよう、強く国の方にも働き掛けいただきたいと思います。それに関連して、これから騒音の減少傾向がはっきりしてくれれば、住宅防音工事の見直しという可能性、先ほど申し上げたこの辺りの情報は、何か知つていれば教えてください。

基地対策課長

現在のところ、今回の空母艦載機の移駐に伴い、今後、住宅防音工事対象区域の見直しが行われるといった情報はありません。なお、参考にということでお答えしますと、前回の住宅防音工事、厚木市周辺では平成18年に告示がされておりますが、その当時の区域の見直しの例では、見直しの作業に着手してから国が告示を行うまで、およそ2年以上を要しております。今後も見直しが行われる場合には、騒音の実情をきちんと踏まえたものとなるよう国に求めるとともに、県としても、引き続き、騒音の実態把握に努め、必要な住宅防音工事がしっかりと行われるように国に働き掛けてまいります。

谷口委員

ここについては、住民の皆様もそうですし、あとは住宅法人に携わっている方々がたくさんいますので、そういう意味では、騒音が少なくなつていって、将来的には減っていくということは明らかだと思うのですが、いずれにしても、先行きがどのようになっているのかというのを早い段階で皆様にお伝えすると

いうことが大事だと思います。それは、事業計画も立てなければいけないですし、そういう意味で、是非、しっかりと情報をいち早くつかんでいただき、我々に、県民の皆様にお伝えいただければと思います。

今後、厚木基地周辺の騒音の対策、軽減に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

基地対策部長

まずは、空母艦載機、着陸訓練による深刻な騒音被害を二度と発生させないようにすることが重要です。厚木基地で着陸訓練が行われないよう、硫黄島で全面実施することを国に求めるとともに、先ほど御答弁させていただきましたが、今、鹿児島県の馬毛島が候補地になっております。恒常的訓練施設を早急に選定し、必要な施設整備等を進めるよう、また、その見通しについて情報提供するよう、国に強く求めてまいりたいと思います。基地周辺住民の皆様が移駐の成果を実感し、将来の不安を払拭できるようにするために、騒音状況や米軍機の運用に係る情報を的確に提供していくことが重要です。今後も国に対し、厚木基地周辺の騒音状況の検証や基地の今後の運用見通しについて情報提供するよう、求めてまいります。長年騒音に苦しんでこられた厚木基地周辺住民の皆様が心から安心して暮らしていけるよう、厚木基地の騒音問題の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

谷口委員

これは実感としてですが、皆様の御努力もあって、かなり静かになりました。ただ、先ほどから申し上げているように、時折、海外から飛んでくる、また、自衛隊も運用していますので、その騒音もある。更に言えば、落下物の事故も理由ははつきりしませんが、北朝鮮のことがあつてだと思いますが、こう部隊等の動きが激しくなる中で、こうした事故も増えていると思っておりますが、こうした事故防止といったことについて、しっかりと国の方に働き掛けていただくと同時に、県民の皆様への情報提供もしっかりとしていただきたいと思います。併せて、防音工事についても対象になっている希望者の方のところをしっかりと進めていただくと同時に、告示後、住宅についても国に働き掛けていただくことをお願いし、この質問は終わります。

次に、まだ聞きなれない言葉ですが、EBPM、証拠に基づく政策立案の推進について、伺っていきたいと思います。私も委員を務めさせていただいている総合計画審議会では、今後の部会報告の中で、この検討すべき課題として証拠に基づく政策立案、EBPMを取り上げています。こうしたEBPMの考え方について、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いしていきたいと思います。当然のことながら、政策をつくるに当たっては、過去の取組を検証し、それでより良い政策を立てていく、また、きちんと効果が出るやり方でつくっていくということは当然のことだと思うのですが、確認ですが、これまでどういった考え方を基に立案してきたのか、お伺いします。

総合政策課長

本県では、2015年7月にかながわグランドデザイン第2期実施計画を策定し、計画を推進していますが、計画を着実に推進して、効果的・効率的に政策運営を行うためには、実施計画に示した施策の実施状況について政策評価を行い、

その評価に基づき政策改善を図る政策のマネジメント・サイクルが重要だと考えております。具体的には、実施計画の23のプロジェクトごとに複数の数値目標を設定し、毎年度の評価において、統計データ等を活用した多角的な分析を行うことなどにより、政策改善をこれまでにも図ってきました。また、4年間の実施計画の最終年度においては、統計データ等による社会環境の変化を検証した上で、政策全般について点検を行い、新たな課題の抽出や政策改善の方向性の整理を行ってきました。今年度は、第2期実施計画の最終年度に当たり、こうした点検を行っているところです。このように、県ではこれまででもできる限り統計データなど、客観的な指標を活用した政策運営に努めてきたところです。

谷口委員

今のお話を聞いていると、このEBPMとどこが違うのかという素朴な疑問がわきます。そこで、マネジメント・サイクルと、今回、取り組もうとしているEBPMの明確な違いは何なのか、分かりやすく御説明いただきたいと思います。

総合政策課長

EBPMは、国や地方公共団体における政策の企画や立案が、官民データなどの統計データにより得られた情報を根拠として行われることにより、効果的・効率的に行政を推進していくための手法です。本県では、これまでも計画推進管理を行うに当たり、委員御指摘の政策のマネジメント・サイクルに取り組んでおり、この中でもデータの活用を図ってきました。これは、主として事業や政策の事後の検証、評価の際にデータを活用し、政策改善を図ることに重点を置いたものでした。一方で、EBPMも広い意味では政策のマネジメント・サイクルの一環のプロセスですが、政策の立案の段階から、様々なデータを活用して政策目的を達成するためにはどのような政策が有効であるかを検討するなど、政策と成果の因果関係を確認し、事業が有効かどうかをより明確にしていくという点がEBPMの特徴として、その点に違いがあります。

谷口委員

ある意味、今までこの考え方というのは、恐らく全く行っていなかったというわけではないかと思うのですが、今日、質問させていただいているEBPMは、より具体的に進めていこうとすると様々な課題が出てくるかと思うのですけれども、その辺りはどのように認識していますでしょうか。

総合政策課長

限られた予算や資源を有効に活用しながら、県民により信頼される行政を継続的に展開するため、EBPMは有効な手法の一つとなります。EBPMについても、必ずしも全ての分野で効果が発揮されるものではありませんので、どのような分野を対象とするかという課題があります。それから、EBPMの考え方を導入する場合でも、EBPMを実践するには二つの課題があると考えているところでして、一つ目は、官民データの収集、分析に関する課題でして、EBPMを推進するに当たりましては、客観的な証拠となる必要なデータを収集した上で、政策形成に必要なエビデンスの構築を行うなど、これまで以上に統計データの専門的な分析が必要になります。二つ目ですが、そのデータの庁内への提供という課

題があると考えております。膨大なデータが県庁の中にも存在するわけですが、県庁の様々な部署で効率的にデータが利用できる環境を整えていくことも課題であると認識しているところです。

谷口委員

2点あった最初の官民データの収集と分析ですが、これは、手に入れようと思えば幾らでも簡単に手に入れられ、それをどう料理するかということだと思うのですが、何が難しくて、どのように取り組んでいるのか、詳細を伺います。

総合政策課長

まず、E BPMの推進に当たっては、職員がE BPMの考え方を理解するとともに、具体的なデータの活用について実践的なスキルを身に付ける必要があります。具体的には、どういったデータがその政策に一番有効な検証データになるかということも考えていく必要があるということが、一番重要になると考えております。そこで今年度は、政策調整や予算調整にE BPMの考え方を取り入れるに当たり、政策や予算に関わる担当者などを対象に研修会を実施しているところでして、具体的には、E BPMの基本的な知識を得るために基礎講座を実施しました。それと併せて、外部の大学の先生になりますが、学識経験者の方による政策づくりセミナーを開催しました。このセミナーの中では、問題発見の視点、データの見方、捉え方、政策づくりのプロセスを御指導いただき、データ活用の必要性について学んでいただいて、職員の意識改革やレベルアップに努めてきたところです。

谷口委員

例え、大学の先生に来てもらって講義してもらうのも大事だと思いますし、一方で、府内にある程度この辺りの専門家をつくっていく、それは、できれば各局なのでしょうが、最初に難しければ、部局横断で相談に乗れる、提案ができるという専門的な人材というのも必要だと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

総合政策課長

E BPMの推進に当たりましては、私ども総合政策課を中心となって進めているところですが、各局の方に企画調整官がおりますので、今、企画調整官を中心となって各局のE BPMを推進する体制をとっているところでして、今回の研修も、企画調整官をはじめ、具体的に政策立案、予算調整に当たる職員を中心に研修を受けていただいたところですが、こういった方がスキルアップすることにより、府内のE BPMの体制が推進できるものと考えているところです。

谷口委員

恐らく皆様は忙しい中で行っていると思うので、総合政策課の発信の仕方も含めて、いろいろと情報提供いただきながら、私の方も今のことを提案していきたいと思います。

それで、二つ目のデータの府内への提供についてですが、どういった対応をしているのか、情報提供ということについて、お伺いします。

情報企画課長

これまで職員が取り扱うデータについては、各所属や業務を通じて取得し、

保有していましたが、これからは当該所属だけでなく、他の所属の政策立案にも活用できる可能性があると考えております。そこで、こうしたデータを見る化するため、今年6月に庁内データを把握するための棚卸調査を実施するときに、庁内で情報共有のために職員が利用しているグループウェアシステムにデータ利活用ポータルを開設し、各所属課への提供が可能なデータや公開されている統計データなど、利活用が可能なデータの一覧を掲載して周知しております。また、ポータルにはデータを活用した他の自治体の取組事例など、職員がデータ利活用を行う上で参考となる様々な情報も掲載しております。今後も職員のデータ利活用状況を踏まえながら、ポータルの内容を更に充実していくたいと考えております。

谷口委員

確認ですが、利活用可能な一覧を出していて、それぞれから提供していただいたり、使ってもらったりすると思います。一覧は、どれくらいのものが幾つくらいあって、アクセスはどれくらいなのか、分かれば教えてください。

情報企画課長

まず、ポータルに載せている情報としては、国の統計データ、県の統計データ、また、統計データではないのですが、県が自ら情報発信しているオープンデータ、例えば、公園のデータや児童館、避難所のデータなど、市町村から収集したりして県が取りまとめをしているデータを掲載しております。それ以外にも公開はしていないのですが、庁内で利用が可能ということで、都市計画法に基づく都市計画基本調査や、そういった公開していない情報なども掲載させていただいております。アクセス数の方は、確認したのですが、グループウェアのアクセス件数自体を確認するのに時間を要することから、申し訳ないのですが、現時点では、アクセス数までは把握しておりません。

谷口委員

恐らくオープンにしていない情報というのは、すごく他の部局のことを知る上で大事な情報だと思うのですが、そうしたことはしっかりと充実していただきたいと思います。

それから、このEBPMについて調べていく中で、EBPMと自治体はグーグルで検索すると、神奈川県政策研究センターの報告がトップページに上がってきます。非常にうれしいと思ったわけですが、でも、今回、中間報告だったと思いますが、せっかく労力とお金をかけて調査した、また、しているものなので、これをどのように活用していくのか、確認させていただきたいと思います。

科学技術・政策研究担当課長

政策研究センターでは、いわゆる学術的、基礎的な研究ということではなく、県政の重要課題を中心として政策の100立案や具体的な施策事業の遂行に役立つ調査活動を行っているところです。今年度、当センターで実施しておりますEBPMに関する調査においても、初めてEBPMに取り組む一般職員にとても分かりやすいよう、基本的な概念、考え方を整理した上で、欧米の先進的取組や国内の身近な取組事例などを紹介しながら、実際の業務に生かしていくためのポイントや課題などを中心に調査し、取りまとめているところです。そ

の中間的な成果を活用して、神奈川県庁職員を対象にしたE B P M基礎講座というのを今年の6月18日に開催したところ、政策や予算の担当者を中心に130名以上の職員が参加し、E B P Mの基本的な考え方を取り組む上で的心構え、実務上の課題などについての理解を深める一助になったものと受け止めております。

また、この講座に参加できなかった職員も数多くおりますので、全庁職員がいつでも見ることができるように、研修資料を県庁のポータルサイトに掲載し、政策調整や予算編成業務の参考として日頃から活用していただいていると考えております。

谷口委員

研修を行ったということですが、例えば、この報告の中でE B P M自体がほとんど市民権を得ていないというか、知っている人が少ない中で、何か具体的な取組で、これは参考になるのではないかというものがあれば、紹介していくだくことは可能でしょうか。

総合政策課長

県内の事例になりますが、2015年8月から2016年6月にかけて葉山町で行われた事例でして、町内の家庭ごみの収集箇所、資源ステーションと呼ばれるところになりますが、そこに関して、そのステーションの不適切利用やごみの出し方の問題に関して住民と協議を行い、160箇所の資源ステーションで比較対象試験を行って、政策決定に活用した事例があります。

具体的に申し上げますと、160箇所の資源ステーションにおいて、まず、三つのグループに分け、一つを間違えやすい分別、分別収集で、例えば、アルミホイルなどは燃えるごみなのか、埋めるごみなのかということについて、分別について記載したチラシを配布するグループ、ごみの収集が終わった後に回収が収集したという立て看板を出すグループ、何も対策を行わないグループに分けて実証実験を行ったものでして、その結果、一つ目のチラシ配布については、分別の誤りは七、八割削減されます。これは、配布した直後は削減されるのですが、チラシの配布がだんだん過ぎていきますと効果が薄れていき、持続しません。二つ目に収集終了の看板を出すグループは、不法投棄が15%減少すると、終わった後に出す人が15%減るという結果が出るので、継続的に看板を出し、収集車が行った後に看板を出し続けるということで効果が持続します。チラシより看板を出す方が、効果が持続するということが分かります。こうした結果を踏まえて、対策を更に改善しながら、町全体を対象としてやり方を拡大していると伺っているところです。直近の事例では、こういった事例が県内ではあります。

谷口委員

今、挙げていただいた例は、非常に分かりやすく、何か証拠に基づくとかつて聞くとすごくハードルが高くなるのですが、ある意味、そんなにお金をかけないで立案するための実証実験を行って取り組んだと、それもE B P Mなんだというのは、すごくハードルが下がると思うので、こうしたことも含めて、先ほどの報告書、政策研究センターの成果なども県庁内だけではなく、県内の市町村にしっかりと普及させていくということが大事だと思うのですが、その辺

りについてはどのように進めていくのか、お伺いします。

科学技術・政策研究担当課長

政策研究センターとしても、今回の調査結果を多くの方々に活用していただきため、職員研修の資料をベースにした中間報告を取りまとめ、ホームページに掲載して公表しているところです。委員にも、こちらを御覧いただいたものと承知しております。

また、年明けの1月29日には、県や市町村の職員のほか、大学等の研究者なども対象として、国のEBPM推進担当者や先進的取組を実践している自治体の方、この中には、今、紹介いただいた葉山町の方を含みますが、そうした方を講師に招き、自治体におけるEBPMの推進に向けてと題したフォーラムを開催することとしております。平成31年3月には、政策研究センターの機関紙である政策研究ジャーナルにおいて、このEBPMを特集し、発刊する予定しております。このように研究成果、調査成果を県庁内に限らず広く情報発信し、市町村の施策運営にも広く活用してもらいたいと考えているところです。

谷口委員

それでは、要望を申し上げておきたいと思います。EBPMは本当に大事だし、既にこの予算が限られている中で、いかに効率よく政策を立案していくかということが、やはり問われていると思いますので、県庁、市町村にもしっかりと広めていただきたいと思います。ただ、冒頭に適用できるところ、できないところというお話もありましたが、特に福祉分野については、EBPMはそぐわないと思っております。過去の緊急財政対策でも相当全て見直すという中で、福祉に携わる方々は相当しんどい思いをしましたので、これは、EBPMは当てはめないこととしてお願ひしておきたいと思っています。

最後に、キャッシュレス都市(シティ)KANAGAWA宣言について、お伺いしておきたいと思います。まず最初に、中国、韓国、スウェーデンというところが大きく進んでおり、アメリカ、イギリス辺りは50%程度ということですが、そもそもこのキャッシュレスの比率はどうやって計算するのかというがあるので、お伺いしたいと思います。

広域連携課長

まず、一般的に言われているキャッシュレス決済の比率18.4%というものがありますが、こちらについては、経済産業省が平成30年4月に発表したキャッシュレス・ビジョンにおいて記載されている数値です。その算出方法ですが、家計最終消費支出は、家計の新規の財貨やサービスに対する支出を指すものを分母として、電子マネーの決済額及び電子マネーを除くカードの決済額の和を分子として算出した数値となっております。ただし、キャッシュレス・ビジョンによれば、この算出方法は分母となる家計最終消費支出については、新品のものやサービス等に対する家計の支出を対象としているため、中古品の支出額は含まれていないといった問題点があるということです。現在、国主導で設立されたキャッシュレス推進協議会において、キャッシュレスの決済比率の算出方法についても検討していると承知しております。

谷口委員

そもそも推計というか、データがはっきりしないということだと思いますが、

いずれにしても、日本が進んでいないのは事実だし、よく言われるカエル跳び議論、進んで、いろいろな課題を抱えたところがワンステップ乗り越えて、次のステップにいける、携帯電話の普及などもそうでしたが、アプリか何かで固定電話が普及しない中で、携帯電話の方が設備投資が少なくて済むので一気に携帯電話が進んだということもあります、いずれにしても、今後、日本の場合はお金もきれいで、ATMも至るところにあるという中で、キャッシュレスを進めていこうということですが、どのように県として進めていくのか、お伺いしておきたいと思います。

#### 広域連携課長

我が国において、キャッシュレスが進まない要因は大きく三つあると思いますが、まず、社会情勢として、先ほど委員も言われたように、我が国が非常に現金を持ち歩いても安心できる社会治安の良さといったものがありますが、そうしたところについては、今後、キャッシュレスの効果やメリットを丁寧に説明していくということで、県民の皆様の意識を啓発していかなければと考えております。

また、店舗側の事情として、手数料の高さや現金化するまでのタイムラグといったことがあります、そちらについては、手数料の高さについては国全体で手数料の上限を3.25に抑えるといった報道も出ておりますが、そういった国の動きを見据えつつ、県としては、カード会社等の支払いサービス事業者に対して、購入データの活用など、導入店舗に付加価値の高いサービスを提供するよう働き掛けていくといったことに取り組んでいただきたいということを働き掛けていきたいと考えております。消費者意識について、個人情報が流出するといった懸念や浪費に対する不安というのがあると聞いておりますが、そちらについては、消費者に対して、例えば、家計簿アプリの活用など、資産管理が可能であるといったやり方もあるということも含めて、普及啓発をしていくといった形で、消費者の安心につながる取組を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、今後、県内関係各種の団体や支払いサービス事業者とも連携し、民間企業、県民の皆様などをサポートしながら、キャッシュレス化の推進をしてまいりたいと考えております。

#### 谷口委員

それでは、要望を申し上げたいと思います。キャッシュレスは、基本的には私も賛成ですが、ただ、根源になっているのは手数料負担、特に小さいところのお店などは、2%持っていかれるとほとんど利益がなくなってしまうというところがありますので、相当難しいのだと思います。ですので、ハードルが高い中で、今回はこの宣言を出したということですが、最近、こういった宣言が頻発していると思っており、確かに大事な風しんの非常事態宣言、箱根を守り抜こう宣言、緊急アピールというのはその場で行わなければいけないので、こうした宣言というのは大事だと思うのですが、宣言の中には、きちんと組み上げていって、次に行うことがはっきりしている宣言もあれば、少し生煮えの宣言も混在している感じがします。

申し上げておきたいのですが、今回のキャッシュレス都市(シティ)KANA

G AWA宣言は、確かに大事な視点であるし、国が発表していく中で、時期的にはそうなのかもしれないですが、やはり行うことの積み上げがきちんとしていない中で、この宣言を出したのではないかという思いがあります。そういう意味で、今後、宣言を出すときには、しっかりとそうした積み上げをして、その先の行うべきことをはっきりさせた上で宣言を出していただきたいことをお願いし、要望して、私の質問を終わります。